

どのようにして多様な学び場を法的に位置付けるか？

～普通教育の選択肢を拡げるための提案～

辻 正矩（認定 NPO 法人箕面こどもの森学園）

2018年4月に、おるたネット（多様な教育を推進するためのネットワーク）の関西地区のメンバーで、「法案見直し研究会」を立ち上げ、義務教育機会確保法の見直しについての議論を行ってきましたが、その結論を次の二つの提案にまとめました。

I. 現在あるフリースクール等を公認する方法・その1：認可外学校になる

1. 教育支援センター（適応指導教室）の運営者（指定管理者）になる。

：自治体や教育委員会が必要とした場合。

（例：スマイル・ファクトリー（池田市）、ほっとスクール希望丘（世田谷区））

2. 地方自治体の補助金の受給団体になる。

：地方自治体が独自のフリースクールへの助成制度を設けている場合。

（例：札幌市、神奈川県、京都府、鳥取県、福岡県など）

3. 相互認証評価機関の評価を得て、公費助成を受ける。

：これが国の施策にならなければならない。→教育機会確保法附則2*の実現を要望する。

※ 確保法附則2：政府は、速やかに、教育機会の確保等のために必要な経済的支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

■ 助成の条件：

1) 相互認証評価機関の評価を受ける。 →教育の質の評価

2) 財務内容の公開

■ 助成を受けることのメリット：

1) フリースクール等への通学が親の就学義務の履行とみなされる。

2) 市町村または都道府県からの補助金が受けられる。

→地方自治体のフリースクール支援事業へ国が補助金を出せるようになる。

3) 通学割引定期券証明書が発行できるようになる。

4) 公私立学校に在籍している場合、卒業資格は在籍している学校からもらえる。

5) 学校や教育委員会などとの連携が必要となる。

II. 現在あるフリースクール等を公認する方法・その2：認可学校になる

1. 教育特区の学校になる。 →特区の全国展開で、「教育課程特例校制度」ができた。

：廃校利用、特区制度を活用（例：東京シュレー葛飾中学校、シュタイナー学園など）

：都道府県の学校認可審査基準（校地・校舎面積、教員資格者数など）の緩和が必要。

2. 不登校特例校になる。

：不登校特例校制度を活用（例は少ない：平成30年現在12校）

：教育課程編成の自由度が高い。（弾力的なカリキュラムが作れる）

：都道府県の学校認可審査基準（校地・校舎面積、教員資格者数など）の緩和が必要。

3. 小規模特性化学校（仮称）になる。

：地方自治体（市町村）の要望により、小規模特性化学校の設置要件を緩和できる仕組みを作る必要がある。 →都道府県へ学校認可審査基準の緩和を要望する。

：弾力的なカリキュラムが作れるようになるためには、国から教育課程特例校の認定を受ける必要がある。

【小規模特性化学校の概要】

1. 定義：個人的特性に合った教育を希望する児童生徒、外国籍の児童生徒に対して初等教育や前期中等教育をほどこす学校で、市町村がこの学校を必要とする旨の「意見書」を都道府県に提出し、都道府県知事または都道府県教育委員会が小規模特性化学校として設置を認可したもの。
2. 設置主体：学校法人、地方公共団体
3. 対象：小学生、中学生
4. 認可の要件：
 - a) 設置の目的：個人的特性に適った教育を希望する児童生徒または外国籍の児童生徒に対して、小規模な施設環境の中で特色ある普通教育をほどこす。
 - b) 教育の内容・方法：特色のある普通教育を対象児童生徒の状況に応じた適切な方法で行う。
 - c) 定員：150人以下とする。ただし、小中を併設する学校は200人以下とする。
 - d) 職員数：学校設置基準による。それ以上の制約は課さない。（小学校設置基準第6条、中学校設置基準第6条）
 - e) 学級編制：学校設置基準によるが、特別の事情がある場合は、数学年の児童または生徒を1学級に編成することができる。（小学校設置基準第5条、中学校設置基準第5条）
 - f) 施設・設備：校舎および運動場、体育館の面積および位置については学校設置基準によるが、地域の実情その他により特別な事情があり、かつ教育上支障がない場合は、この限りでない。（学校設置基準第8条、中学校設置基準第8条）
 - g) 資産：校地、校舎は自己所有が原則であるが、長期間の借用が認められている場合はその限りでない。（文部科学省通知18文科高第756号、平成19年3月28日）
 - h) 教育課程：特色のある普通教育（初等・前期中等教育）の教育プログラムによる。例えば、自然体験教育や芸術教育、科学教育、スポーツ教育、ESD（持続可能な開発のための教育）、多言語教育や国際理解教育などに特色を持つ。
5. 公費助成：公立学校の場合は、市町村負担、県費負担、国庫補助などの公費助成がある。私立学校の場合は、私立学校経常費助成補助金がある。

【この提案のメリット】

1. 多大な資金がなくても学校が創れるようになり、教育の選択肢が増える。
2. 子どもの人口が減少して学校を維持することが難しい公立学校が、小規模特性化学校になることによって、地域の特色を生かした魅力ある学校として再生できる。
3. フリースクールや小規模特性化学校の教育方法や運営方法の影響を受けて、公立学校が教育方法や学校運営のやり方を改善する契機になる。